

実践型人材養成システムを実施される事業主の皆様への支援措置が一段と拡充されました。これを機会に導入を是非、ご検討下さい。

企業の将来的な中核人材育成のため、火火を



実践型人材養成システム

を活用してみませんか。

訓練の対象者は、新規学卒者を中心とした新規採用者のほか、自社の非正規労働者の正社員化にもご活用いただけます。

組み合わせて実施

企業における雇用関係の 下での実習(OJT) 企業のニーズに則した 座学等(Off-JT)





実践型人材養成システムは、企業現場における実習(OJT)と企業ニーズに即した座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練です。

実践型人材養成システム実施企業のメリット

- 自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保が可能となります。
- 募集広告に「認定実践型人材養成システム」と表示することができます。 これにより、人材育成に積極的な企業であることのPRが可能となります。
- 本制度の利用を通じて、自社の人材育成・研修体制の構築が可能となります。
- 国の助成制度を活用することにより訓練にかかる負担を軽減できます。

□ 訓練の対象者及び活用方法

対象者

15歳以上40歳未満の方

活用方法

対象者を、新たに雇用し、企業の将来的な中核人材として 育成することが可能

その他、既に雇用している非正規労働者のキャリア・アップにも活用いただけます。 (3ページを御参照下さい。)

Ⅱ 訓練の認定基準

厚生労働大臣の認定を受けるには、次のすべての基準を満たすことが必要です。

- 訓練期間は、6ヶ月以上2年以下であること。
- 総訓練時間は、訓練期間1年当たり850時間以上であること。
- 訓練時間に占めるOff-JTの時間数の割合は、2割以上8割以下であること。
- 訓練の修了時に客観的かつ公正な方法で職業能力を評価すること(※1)

(※1)キャリア形成促進助成金(3ページ参照)の対象となるためには、ジョブ・カード様式6(評価シート)に基づき、能力評価を行っていただく必要があります。

Off-JT実施機関は、OJT実施企業以外の設置する施設(例;専修学校、各種学校など)に限ります。 (ただし、職業訓練に適合するものとして都道府県知事の認定を受けた職業訓練は、OJT実施企業の設置の有無にかかわらず対象となります。)

認定基準の詳細は、ジョブ・カードセンター又は(独)雇用・能力開発機構までお問い合わせください。

(参考1)訓練実施事業主の皆様の声

実践型人材養成システムに取り組んでおられる事業主の皆様からの声が寄せられています。



ものづくり分野(鍛造) A社

これまでも、企業内で訓練を実施していたが、基礎的な部分をきちんと教えてこなかった。このシステムを通じて、基礎からきちんと学べる利点は大きい。



情報サービス分野 B社

計画的なOJTと問題意識を喚起しながらの学習との組み合わせであることから、訓練効果も高い。また、副次的な効果として、明らかに定着率が向上している。



介護分野では、人材不足が続いており、即戦力の確保というよりは、 人材を育成していくという視点で取り組んだ。このシステムにより、訓練効 果や習熟度合いも高くなった。また、訓練を受けた労働者の評判もいい。

介護分野 C社

(参考2)非正規労働者のキャリア・アップに活用(キャリア・アップ型)

キャリア・アップ型の対象者は、次のイ及びロのいずれにも該当する方です。 なお、訓練の認定基準は、2ページと同じです。

- イ 15歳以上40歳未満の方
- ロ 既に雇用している非正規労働者(※2)であって、実践型人材養成システムの 開始と同時に、正社員に転換される方
 - (※2)「非正規労働者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する方をいいます。
 - ①期間の定めのない労働契約を締結している労働者で、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比し短く、かつ、30時間未満である方
 - ②期間の定めのある労働契約を締結している方

(参考3)実践型人材養成システムを実施される事業主の皆様への支援措置 (キャリア形成促進助成金) 赤色文字が今回、拡充等部分です。

			中小企業	大企業
職業練	Off- JT	訓練実施事業主が自ら運営す る認定職業訓練により実施した 場合	800円/Off-JT1時間・受講 者1人当たり【上限680時間】	_
		経費に対する助成率(外部研修 機関に支払う受講料など)	4/5	2/3
			【Off-JT時間別支給上限額】(受講者1人当たり) 300時間未満は20万円、300時間以上600時間未満は30 万円、600時間以上は40万円	
		訓練実施中の受講者の賃金に 対する助成	4/5	2/3
	OJT	訓練実施に対する助成	800円/OJT1時間・受講者1人 当たり【上限680時間】	600円/OJT1時間・受講者1 人当たり【上限680時間】
		訓練実施中の受講者の賃金に 対する助成	4/5	2/3
能力評価			4, 880円	
ジョブ・カード制度により初めて雇用型訓練を実施した場合(1回限り)			20万円	_
対象人数上限			50人(50人に満たない場合でも支給額が5,000万円を超えるときは、5,000万円が限度となります。)	

(注)賃金に対する助成について、時間数には上限がありませんが、1時間当たりの賃金助成額には、上限が設定されています。その他、詳細については、(独)雇用・能力開発機構又はジョブ・カードセンターまでお問い合わせください。

実践型人材養成システムで人材育成してみませんか。 ________流れに沿って、スタートです。

(下の流れ図は、新たに対象者を雇用した場合について、例示的に示したものです。)

1 訓練実施計画を作成します

企業と教育訓練機関が十分に協議し、OJTと Off-JTとを密接に組み合わせた訓練実施計 画を作成します。 2 訓練実施計画を申請し、厚生労働 大臣の認定を受けます。

> 認定申請は、雇用・能力開発機構を通じて 厚生労働大臣に提出することができます。

3 訓練生を募集します

企業の広告や募集広告等に、「認定実践型人 材養成システム」と表示し、訓練生を募集する ことができます。

(キャリア・アップ型については、自社内の非正 規労働者から候補者を選抜します。)

さあ、訓練開始です

企業ニーズに 即した座学等 (Off-JT) 企業における実習 (OJT)

企業と教育訓練機関が密接な連携を図りなが ら訓練を実施して下さい。 4 訓練生の選考を行い、雇用契約・訓練契約を締結します

訓練期間中の訓練生は、労働者ですので労働 関係法令を遵守することが必要です。

6 職業能力を評価します

ジョブ・カード様式6(評価シート)により、訓練生の職業能力を評価してください。

現場の中核人材として、活躍します!

- 〇 ジョブ・カードセンターでは、訓練実施計画の作成、訓練の実施準備、訓練実施上の課題解決、職業能力の評価の実施等について各種支援をいたします。
- 認定基準の詳細や手続等については、ジョブ・カードセンター又は独立行政法人雇用・能力開発機構都道 府県センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先



厚 生 労 働 省 独立行政法人雇用・能力開発機構 ジョブ・カードセンター